

吸収分割に係る事後開示書面  
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに  
会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2021 年 4 月 1 日

IDEC 株式会社  
IDEC セールスサポート株式会社

2021 年 4 月 1 日

## 吸収分割に係る事後開示事項

大阪市淀川区西宮原二丁目 6 番 64 号  
IDEC 株式会社  
代表取締役会長兼社長 船木 俊之

大阪市淀川区西宮原二丁目 6 番 64 号  
IDEC セールスサポート株式会社  
代表取締役社長 河中 泰治

IDEC株式会社（以下「分割会社」といいます。）とIDECセールスサポート株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2021年2月4日付吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、承継会社が分割会社の国内営業部門に係る事業（但し、顧客サポートセンターに係る事業を除きます。）に関する権利義務を承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は、以下のとおりです。

### 1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2021年4月1日

### 2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

#### （1）分割会社における株主の差止請求

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、会社法第 784 条の 2 に基づく株主による吸収分割差止請求権は発生しません。

#### （2）反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

#### （3）新株予約権買取請求

本吸収分割に際して会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

#### （４）債権者の異議

分割会社は、2021 年 2 月 22 日付官報及び同日付で開始した電子公告において、同社の債権者に対し、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。同条の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

### ３．承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

#### （１）承継会社における株主の差止請求

承継会社の株主は分割会社のみであるため、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく株主による差止請求はありませんでした。

#### （２）反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合に該当し、かつ承継会社の株主は分割会社のみであるため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

#### （３）債権者の異議

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、同社の債権者に対して同条第 2 項所定の事項につき 2021 年 2 月 22 日付で官報公告を行うとともに、同日付で知れている同社の債権者に対して個別の催告を行いました。同条の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

### ４．本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2021 年 4 月 1 日をもって、分割会社から、本吸収分割契約に定める分割会社の国内営業部門に係る事業（但し、顧客サポートセンターに係る事業を除きます。）に関する権利義務を承継しました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産の額は 99 百万円、負債の額は 99 百万円（なお、いずれも概算値）です。

### ５．本吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2021 年 4 月 1 日付で変更登記の申請を行いました。

### ６．その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上